

**秋田地方最低賃金審議会**  
**令和5年度第2回 秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金専門部会議事要旨**

1 日 時 令和5年10月4日（水） 9：55～10：50

2 場 所 秋田合同庁舎 第2会議室

3 出席者 公 益 委 員 3名  
労働者側委員 3名  
使用者側委員 3名

4 議 題

- (1) 秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定に関する参考人意見書について
- (2) 秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定に当たっての基本的な考え方と金額提示について
- (3) その他

5 議事要旨

- (1) 事務局より配付資料、労働者側参考人及び使用者側参考人から提出のあった意見書について説明がなされた。
- (2) 労働者側代表委員及び使用者側代表委員から基本的な考え方が述べられ、引き上げ金額の提示がなされた。

<労働者側委員基本的な考え方と提示金額>

生産年齢人口が減少していくなかで、今後も優秀な人材を確保し、企業・産業・地域の発展につなげていくためには、他産業に対し一定程度の優位性を確保することが必要である。秋田県最低賃金は44円引上げられたが、産別賃金は地域別最低賃金より高い水準で引上げていかなければいずれ埋没してしまい、基幹産業としての魅力を失う。

以上を踏まえ協定限度額45円を引き上げ額として提示したいところであるが、労使間で計画的引き上げの協定をしていることから、引き上げ額28円、時間額961円を提示する。

<使用者側委員基本的な考え方と提示金額>

日本経済を取り巻く環境は、新型コロナウイルスの影響は脱しつつあるも、物品およびエネルギーコストの上昇は企業体力を著しく消耗させ、脱炭素問題は企業にとって巨額な投資が必要であり、労働力不足解消へ向けた省力化、省人化投資などと併せ各企業は極めて困難な状況下におかれることとなる。最低賃金をいたずらに引き上げることは事業継続を断念することにもつながり、産業全体の弱体化をもたらすものであるが、個別労使間で安定的な初任給水準向上について協定していることから、引き上げ額28円、時間額961円を提案する。

- (3) 基本的な考え方に基づく金額提示において、労働者側と使用者側の合意が見られ、秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金について、28円引き上げて時間額を961円とすることで全会一致で結審したことから、審議会令第6条第5項を適用し、本専門部会の決議をもつ

て秋田地方最低賃金審議会の決議とし、秋田労働局長に答申した。

- (4) 事務局から後日答申内容の記者発表を行い、他の特定最低賃金と同一日に統一して発効する予定である旨説明がなされた。